

規 則 名	理 由	要 旨
<p>奈良県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則</p>	<p>奈良県立学校における学校運営協議会の設置等に関する必要な事項について定めるものである。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1025 323 2051 515">1 趣旨 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に基づき、県立学校における学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等について、必要な事項を定める。 <li data-bbox="1025 531 2051 675">2 指定 奈良県教育委員会は、協議会の設置が適当であると認めるときは、協議会を置く学校を指定することができる。 <li data-bbox="1025 691 2051 882">3 基本的な方針の承認 指定を受けた学校（以下「指定学校」という。）の校長は、毎年度、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第3項に規定する基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。 <li data-bbox="1025 898 2051 1042">4 校長からの意見の聴取 協議会は、指定学校の運営全般について、教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、指定学校の校長の意見を聴取する。 <li data-bbox="1025 1058 2051 1137">5 組織 協議会は、委員15人以内で組織する。 <li data-bbox="1025 1153 2051 1233">6 任期等 委員の任期は一年とする。 <li data-bbox="1025 1249 2051 1345">7 会長及び副会長 協議会に会長及び副会長を置く。

		<p>8 会議 協議会の会議は、会長が招集する。</p> <p>9 会議の公開 協議会は、特別の事情により協議会が必要と認めた場合を除き、公開する。</p> <p>10 守秘義務等 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。 委員は、次の行為をしてはならない。 (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。 (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。 (3) その他協議会及び指定学校の運営に著しく支障を来す言動を行うこと。</p> <p>11 報酬等 委員の報酬及び費用弁償は、教育委員会教育長が別に定める。</p> <p>12 研修 教育委員会は、委員に対して、協議会及び委員の役割、責任等について正しい理解を得るため、必要な研修を行う。</p> <p>13 指導及び助言 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行う。</p> <p>14 指定の取消し</p>
--	--	--

		<p>教育委員会は、指導及び助言を受けたにもかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、指定を取り消さなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 協議会としての活動の実態がないと認められる場合(2) 協議会としての合意形成を行うことができないと認められる場合(3) その他学校の運営に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合 <p>15 委員の解任</p> <p>教育委員会は、本人から辞任の申出があったときのほか、次のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 前記10に違反したとき。(2) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき。(3) その他解任に相当する事由が認められるとき。 <p>16 運営に関する評価及び情報提供</p> <p>協議会は、学校の運営状況等について毎年度一回以上の評価を行うものとする。</p> <p>17 その他</p> <p>この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、教育委員会教育長が別に定める。</p> <p>18 施行期日</p> <p>平成28年4月20日から施行する。</p>
--	--	---

奈良県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（案）

（趣旨）

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第四十七条の五の規定に基づき、県立学校における学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等について、必要な事項を定めるものとする。

（指定）

第二条 奈良県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育委員会及び県立学校の校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営の参画の促進及び連携強化を進めることにより、学校と保護者、地域住民等と信頼関係を深め、一体となつて学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組む目的を達成するため協議会の設置が適当であると認めるときは、協議会を置く学校を指定することができる。

2 県立学校の校長は、前項の指定を受けようとするときは、教育委員会に申請しなければならぬ。

3 第一項の指定の期間は三年とし、再指定することができる。

（基本的な方針の承認）

第三条 前条第一項の指定を受けた学校（以下「指定学校」という。）の校長は、次に掲げる事項について、毎年度、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の五第三項に規定する基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- 一 教育課程の編成に関すること。
- 二 学校経営計画に関すること。
- 三 組織編成に関すること。
- 四 予算執行に関すること。
- 五 その他当該指定学校の校長が必要と認める事項

2 指定学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従つて学校運営を行うものとする。

（校長からの意見の聴取）

第四条 協議会は、指定学校の運営全般について、教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、指定学校の校長の意見を聴取するものとする。

（組織）

第五条 協議会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから校長の推薦により教育委員会が委嘱し、又は任命する。

一 保護者

二 地域住民

三 当該指定学校の校長

四 当該指定学校の教職員

五 学識経験者

六 関係行政機関の職員

七 その他教育委員会が適当と認める者

(任期等)

第六条 委員の任期は一年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、指定学校の指定の期間が満了したとき又はその指定が取り消されたときは、委員はその身分を失う。

(会長及び副会長)

第七条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長が会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第八条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 議決事項について、利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。

5 会長は、会議録を作成し、保管しなければならない。

(会議の公開)

第九条 協議会は、特別の事情により協議会が必要と認めた場合を除き、公開する。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(守秘義務等)

第十条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- 二 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- 三 その他協議会及び指定学校の運営に著しく支障を来す言動を行うこと。

(報酬等)

第十一条 委員の報酬及び費用弁償は、教育委員会教育長が別に定める。

(研修)

第十二条 教育委員会は、委員に対して、協議会及び委員の役割、責任等について正しい理解を得るため、必要な研修を行うものとする。

(指導及び助言)

第十三条 教育委員会は、協議会の運営状況についての確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び指定学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供に努めなければならない。

(指定の取消し)

第十四条 教育委員会は、前条第一項の規定による指導及び助言を受けたにもかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、第二条第一項の指定を取り消さなければならない。

- 一 協議会としての活動の実態がないと認められる場合
- 二 協議会としての合意形成を行うことができないと認められる場合
- 三 その他学校の運営に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合

2 教育委員会は、指定を取り消す場合には、取消事由を明示した書面を交付しなければならない。

(委員の解任)

第十五条 教育委員会は、本人から辞任の申出があったときのほか、次の各号のいずれ

かに該当するときは、委員を解任することができる。

一 第十条の規定に違反したとき。

二 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき。

三 その他解任に相当する事由が認められるとき。

2 指定学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められるときには、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。
(運営に関する評価及び情報提供)

第十六条 協議会は、学校の運営状況等について毎年度一回以上の評価を行うものとする。

2 協議会は、保護者、地域住民等に対して、積極的に活動状況を公開する等の情報提供に努めなければならない。

(その他)

第十七条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、教育委員
員会教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月二十日から施行する。

コミュニティ・スクールのイメージ



子供に とっての魅力

- 子供たちの学びや体験活動が充実します。
- 自己肯定感や他人を思いやる心が育ちます。
- 地域の担い手としての自覚が高まります。
- 防犯・防災等の対策によって安心・安全な生活ができます。

教職員に とっての魅力

- 地域の人々の理解と協力を得た学校運営が実現します。
- 地域人材を活用した教育活動が充実します。
- 地域の協力により子供と向き合う時間が確保できます。

保護者に とっての魅力

- 学校や地域に対する理解が深まります。
- 地域の中で子供たちが育てられているという安心感があります。
- 保護者同士や地域の人々との人間関係が構築できます。

地域の人々に とっての魅力

- 経験を生かすことで生きがいや自己有用感につながります。
- 学校が社会的つながり、地域のよりどころとなります。
- 学校を中心とした地域ネットワークが形成されます。
- 地域の防犯・防災体制等が構築できます。

※文部科学省ホームページより